各種申請様式の説明

**＜承認工事関係＞**

**・**「道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書」

**・**「誓約書」

　**道路法第２４条に基づき、車庫への乗入工事など、個人が市道を工事される場合に必要な手続きです。**

**必要な書類**

1.道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書

2.位置図(縮尺5,000分の1以上)

3.公図の写し

4.現況及び計画平面図(縮尺500分の1以上)

5.構造図(縮尺100分の1以上)

6.縦横断面図(縮尺100分の1以上)

7.現況写真

　**２部提出です。**

**・**「公共用物に関する工事の設計及び実施計画承認申請書」

**・**「確約書」

**維持管理課が所管する市道（道路法上の道路）以外の公共用財産（認定外道路、河川、水路等）を個人が工事される場合に必要な手続きです。**

**必要な書類**

1.道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書

2.位置図(縮尺5,000分の1以上)

3.公図の写し

4.現況及び計画平面図(縮尺500分の1以上)

5.構造図(縮尺100分の1以上)

6.縦横断面図(縮尺100分の1以上)

7.現況写真

**２部提出です。**

**・**「工事着手・完了届」

**承認工事に着手する際は、工事着手届を提出してください。**

**また、その工事が完了した際には、直ちに工事完了届を提出してください。**

**必要な書類**

1.道路使用許可の写し(着手届提出の際)

2.着手前、施工中、完了後の写真

**１部提出です。**

・「作業届（道路）」

　**維持管理課が所管する市道（道路法上の道路）を個人が作業される場合に必要な手続きです。**

**必要な書類**

1.道路区域内作業届

2.位置図

3.計画図

4.現況写真

5.その他必要な書類

　**1部提出です。**

・「作業届（公共用物）」

　**維持管理課が所管する市道（道路法上の道路）以外の公共用財産（認定外道路、河川、水路等）を個人が作業される場合に必要な手続きです。**

**必要な書類**

1.公共用物区域内作業届

2.位置図

3.計画図

4.現況写真

5.その他必要な書類

　**1部提出です。**

**＜占用関係＞**

**・**「道路占用許可申請書」

**・**「道路占用許可書」

**・**「記載例」

**道路法第３２条に基づき、市道に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、あらかじめ道路占用許可申請書を提出し、許可を得る必要があります。**

**工事用の足場の一時的な設置及び看板の設置などがこれに該当します。**

**道路への工作物の設置は、道路通行上支障となるため、極力抑制してください。**

**沿道で工事を行う場合、真にやむを得ないものに限り許可しています。**

「工事をするため一時的に道路を使用し、足場などを設置したい」

　**工事用板囲・足場**

○主な許可基準

　地面に接して設ける場合は、次の基準によることが必要です。

・道路への出幅は、歩道幅員の3分の1以内とし、歩道の残幅員を原則として2.5m以上(やむを得ない事情があるときは1.5m以上)確保すること。

・歩道のない道路では、法敷及び路肩寄りとすること。

　地面に接しないで設ける場合は、次の基準によることが必要です。

・歩道のある道路では、施設の最下部と路面との距離は2.5m以上とし、道路への出幅は、歩道幅員の2分の1以下とする。

・歩道のない道路や車両乗入口では施設の最下部と路面の距離は4.7m以上とし、道路への出幅は必要最小限とする。

「看板を設置したい」

　看板

　道路上に置かれる又は道路施設に取り付ける看板、張り紙、のぼり旗等の道路占用は認められません。

　(例外的に、公共団体が交通事故防止等のため一定期間区切って設ける立看板、又は祭礼、催物等で短期間設置するのぼり旗などは、道路占用が認められる場合もあります。)

○主な許可基準(民地内の建築物又は工作物(支柱等)に添加するもの)

・看板は、道路中心瀬戸直角に取り付け、かつ、道路への出幅は1ⅿ以内とする。

・支柱等は道路区域に設置しないこと

・看板の最下部と路面との距離は、4.7ⅿ以上とすること。(歩道上では2.5m以上とする。)

・赤色ネオン、ネオン管の露出及び点滅する電飾設備を有する看板は認めない。

　交通信号機、道路標識の効用を阻害するおそれのある場所や交差点付近では、道路占用は認められません。

**必要な書類**

1.道路占用許可(申請)書

2.位置図

3.平面図

4.求積図

5.構造図

6.公図の写し

7.現況写真

以下は不要な場合もあります

8.利害関係者の同意書

9.保安設備図

**それぞれ１部ずつ提出してください。**

**記載例を参考に記入してください。**

**また、道路交通法第７７条の「道路使用許可」が必要な場合は、道路使用許可申請書の提出の際に必要な「協議書」（道路管理者から所轄警察署長への協議）を添付しますので、道路使用許可申請書を２部提出してください。**

**占用許可書と同時に道路使用を返却しますので、その後警察署へ提出してください。**

**道路使用許可申請書の様式は「警察関係」からダウンロードできます。**

**・**「公共用物占用許可申請書」

**・**「公共用物占用許可書」

**道路法に該当しない道路や河川、水路などに一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して使用しようとする場合は、あらかじめ公共用物占用許可申請書を提出し、許可を得る必要があります。**

**必要な書類**

1.公共用物占用許可(申請)書

2.位置図

3.平面図

4.求積図

5.構造図

6.公図の写し

7.現況写真

以下は不要な場合もあります

8.利害関係者の同意書

9.保安設備図

**それぞれ１部ずつ提出してください。**

**・**「占用者等変更届」

**相続や所有者の変更などに伴い占用者等が変更になった場合に必要な手続きです。**

**１部提出です。**

**・**「返地届」

**何らかの理由で今まで許可を取っていた占用行為がなくなった場合に必要な手続きです。**

**１部提出です。**

**注）現在使用していないということではなく、占用物が撤去されてから申請してください。**

**注）一時的な占用の場合は、提出不要です。**

**・**「完了届」

**占用における工事の施工前、施行中、施工後の写真を付けて提出してください。承認工事の様式で作成し、提出してください。**

**注）一時的な占用の場合は、提出不要です。**

・「作業届（道路）」

　**維持管理課が所管する市道（道路法上の道路）を個人が作業される場合に必要な手続きです。承認工事の様式で作成し、提出してください。**

**必要な書類**

1.道路区域内作業届

2.位置図

3.計画図

4.現況写真

5.その他必要な書類

　**1部提出です。**

・「作業届（公共用物）」

　**維持管理課が所管する市道（道路法上の道路）以外の公共用財産（認定外道路、河川、水路等）を個人が作業される場合に必要な手続きです。承認工事の様式で作成し、提出してください。**

**必要な書類**

1.公共用物区域内作業届

2.位置図

3.計画図

4.現況写真

5.その他必要な書類

　**1部提出です。**

**＜警察関係＞**

**・**「道路使用許可申請書」

**道路法第７７条に基づく道路使用許可申請書です。承認工事や占用工事で道路を使用する際に必要となります。詳しくは瀬戸警察署（電話0561-82-0110）にお問い合わせください。**

**＜行政財産使用許可関係＞**

**・**「行政財産使用許可申請書」

　**瀬戸市の行政財産を使用する際に必要な手続きです。**

**必要な書類**

1.行政財産使用許可申請書

2.位置図

3.公図の写し

4.使用箇所の求積図

5.現況写真

**１部提出してください。**

**＜官民境界関係＞**

**・**「官民境界確認申請書」

**道路や水路など瀬戸市（維持管理課）が管理する官有地と民有地との境界を確定する際に必要な手続きです。**

**必要な書類**

1. 官民境界確認申請書（ホームページからダウンロード）
2. 委任状（委任した権限の範囲を明確に記入）
3. 隣接土地所有者等一覧表
4. 土地全部事項証明書（写し）
5. 位置図（縮尺２５００分の１程度の地図に申請箇所を朱書きで表示したもの）
6. 公図（写し）
7. 現況平面図（縮尺２５０分の１から５００分の１）
8. 横断面図（縮尺５０分の１から１００分の１）（現況を落とし込んだもの）
9. 公共基準点仕様報告書、公共基準点制度管理表

10．その他境界確定に参考となる書類

**２部提出してください。**

**・**「公共基準点使用承認申請書」

**申請する地区がＤＩＤ地区（人口集中地区）の場合に必要な手続きです。**

**１部提出してください。**

**＜３２条協議関係＞**

**・**「都市計画法第３２条の規定に基づく協議申請書」

**・**「従前の公共施設一覧表」

**・**「新設する公共施設一覧表」

**・**「付替えに係る公共施設一覧表」

**都市計画法第２９条に基づく開発行為で道路等の公共施設を設置する場合、同法第３２条により、公共施設の完成後に移管する将来管理者と事前に協議することになっていますが、その手続きに必要な手続きです。申請書に各一覧表（従前の公共施設、新設する公共施設、付替えに係る公共施設）を添付してください。**

**３部提出です。**

**＜車両制限関係＞**

**・**「車両制限令による証明願」

**運送業で自動車置場を設置する場合に前面道路幅員が車両制限令に抵触しないことの証明を受けるために必要な書類です。**

**必要な書類**

1.車両制限令による証明願

2.位置図

3.自動車置場付近の道路状況詳細図(平面図)

4.公図の写し

5.車検証の写し

6.借地契約書の写し(※借地の場合のみ)

**２部提出です。**

**＜農業用水関係＞**

**・**「承諾書」

**農業用水路を占用する場合に必要な書類です。占用許可申請書及び承認工事の申請を提出の際は、関係農事組合の承諾書（写し）を添付してください。**

**２部提出です。**

**・**「排水承諾書」

**農業用水路に雑排水を放流する際に必要な関係農事組合の承諾書です。**

**各種申請に必要になる場合がありますので、提出部数は関係窓口にご確認ください。**

**占用許可申請書を提出の際は、関係農事組合の排水承諾書（写し）を添付してください。**